

富士市あなたも商店主事業補助金の運用について

1 趣旨

富士市あなたも商店主事業補助金の運用については、「富士市あなたも商店主事業補助金交付要綱」に定めるほか、以下の基準に基づき実施するものとする。

2 事業の目的

市と富士TMO（以下「TMO」という。）の協働による支援を受けた特定事業者が、中心市街地に新店舗を開設することにより、空き店舗への出店を促進するとともに次代のまちづくり人材の育成を図り、もって中心市街地の活性化に資することを目的とする。

3 補助事業の対象者

本事業は、小売業、サービス業又は飲食業を行うため中心市街地に出店する特定事業者で、あなたも商店主事業選定委員会の推薦を受けた者を対象とする。

4 開業サポートの内容

(1) 市補助金

- ①開業がっちり応援コース 限度額 150万円
- ②開業プチサポートコース 限度額 20万円

(2) TMOによる支援

各年度、予算の範囲内で、中心市街地への新規出店者を支援する。

- ①店舗運営指導・相談
- ②資金・経営相談
- ③店舗物件紹介・斡旋
- ④店舗・内装設計手配
- ⑤備品手配
- ⑥販売促進計画

5 募集

(1) 募集期間 市長が別に定める期間とする。

(2) 応募に関する書類

「あなたも商店主」応募申込書

6 選考方法

(1) 開業がっちり応援コース

書類及び面接による次の審査により採用者を決定する。

- ①書類審査
- ②TMO選考委員による一次審査
- ③あなたも商店主事業選定委員会による最終審査

(2) 開業プチサポートコース

TMOによる書類審査により採用者を決定する。

7 審査基準

- ①本事業の主旨・目的に即した事業内容であること
- ②品揃えや販売方法等に新規性や独自性があること
- ③出店のための資金を用意できること
- ④継続して営業が可能な事業計画であること
- ⑤原則として、申込者自身が売り場において営業を行えること
- ⑥富士TMO及び富士地区又は吉原地区の商店街団体（※1）等と協働の意思があること。
（※1）「商店街団体」とは、商店街振興組合及び任意の商店会、商業者グループ等をいう。

8 実施体制

- (1) 特定事業者は、本事業の実施に当たって、市、関係者等と十分連携を図り、協力を得る等、実施体制の整備を図るよう努めるものとする。また、TMOから、経営に関する指導・助言を受けること（採算性等）。
- (2) 事業の効果測定と評価
特定事業者は、本事業を計画的かつ効果的に実施し、TMOによるサポートを事業に反映できる体制を整えなければならない。
- (3) 補助事業の経理については、収支事実を明らかにした帳簿（現金出納帳、総勘定元帳、預金通帳）及び収入・支出証拠書類（収入・支出伺い、見積書、契約書、納品書、請求書、領収書、振込受付書など）を整備しておくとともに、当該書類を事業実施後5年間保存すること。契約書への印紙の貼付など、税法上定められた手続きは必ず行うこと。
- (4) 改装工事請負契約については、入札又は見積もり合わせを行うこと。
契約金額については、見積書により内容・積算根拠について確認した上で、契約を締結するものとする。

9 補助事業に関する書類

補助事業に関する書類は要綱に定めるもののほか下記のとおりとする。

- (1) 申請に要する書類
事業計画書（別紙1）
収支予算書（別紙2）
事業開始前の写真
参考となる図面等
- (2) 完了に要する書類
収支決算書（別紙3）
工事請負契約書等の写し
事業完了後の写真（市長が不要と認める場合を除く。）

10 補助事業の変更

- (1) 変更の申請
申請時に記載した実施事業の内容又は交付申請額の変更をしようとする場合は、事前に富士市あなたも商店主事業変更承認申請書（別紙4）を提出すること。ただし、軽微な内容の変更についてはこの限りではない。
- (2) 変更の承認
市は、変更の承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、富士市あなたも商店主事業変更承認通知書（別紙5）により通知するものとする。

11 補助金の返還

特定事業者は、申請時に誓約書（別紙6）を提出するものとし、自己都合等により、計画地での計画事業を中止（廃業・移転等）または夜間営業（午後5時～翌日の午前10時までの間に限り営業）のみに変更した場合、補助金を返還するものとする。

- (1) 開業がっちり応援コース
 - ①対象期間 補助金交付日から3年間
 - ②対象金額
 - ア 補助金額の全額
補助金交付日から1年未満で、事業中止または夜間営業（午後5時～翌日の午前10時までの間に限り営業）のみに変更した場合
 - イ 補助金額の2/3
補助金交付日から1年以上2年未満で、事業中止または夜間営業（午後5時～翌日の午前10時までの間に限り営業）のみに変更した場合
 - ウ 補助金額の1/3
補助金交付日から2年以上3年未満での事業中止または夜間営業（午後5時～翌日の

午前10時までの間に限り営業) のみに変更した場合

(2) 開業プチサポートコース

①対象期間 補助金交付日から1年間

②対象金額 補助金額の全額

補助金交付日から1年未満で、事業中止または夜間営業(午後5時～翌日の午前10時までの間に限り営業) のみに変更した場合

12 補助事業終了後の指導・助言

市は、完了報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の効果が計画時において想定される事業効果と比べ十分でない認められるときは、当該補助事業における効果を踏まえ、その改善のための指導・助言を行うことができる。

附 則

この運用は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この運用は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この運用は、令和元年11月15日(開業がっちり応援コース追加募集締切日)以降の応募及び補助金交付申請者から適用する。